

令和8年度

**スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス
推進事業（スポーツコンプレックスのプロモーション・
普及事業）」**

仕 様 書

令和8年3月17日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

1 委託事業名

令和8年度スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス推進事業（スポーツコンプレックスのプロモーション・普及事業）」

2 事業の目的

「みる」スポーツのためのスタジアム・アリーナは、定期的に数千人、数万人の人々を集める集客施設であり、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設である。

令和8年度のスポーツコンプレックス推進事業では、スタジアム・アリーナをスポーツが持つ潜在力を最大限発揮させる場として有効活用し、地域におけるスポーツ振興を促進させるとともに、街の人々が集う賑わいの核として地域活性化に寄与することを目指す。

本事業では令和7年度にスポーツ庁が整理した「スポーツコンプレックス」の考え方等を発信・広く普及させるため、選定（表彰）、相談窓口の運営、シンポジウムやワークショップを通じたプロモーション等の業務を行う。

3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月24日（水）

4 成果物

本事業における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式（Word、Excel、PowerPoint 等スポーツ庁で編集可能な形式であること）で提出するものとし、原則、スポーツ庁が指定する Box を経由して行うこととする。なお、何らかの事情でこの方法が不可能な場合は、受け渡し方法について別途協議し決定する。

- 1) スポーツコンプレックス選定（表彰）要綱
- 2) スポーツコンプレックス選定（表彰）要綱（概要版）
- 3) 選定（表彰）募集要領一式（公表用）
- 4) 選定（表彰）募集マニュアル（事務局運営用）
- 5) スポーツコンプレックス選定（表彰）MAP
- 6) スポーツコンプレックス選定（表彰）事例集
- 7) 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定拠点 MAP
- 8) スタジアム・アリーナ新設・建替構想 MAP
- 9) スタジアム・アリーナ開業 MAP
- 10) 全国のスタジアム・アリーナの新設・建替・開業情報一覧
- 11) スポーツコンプレックス実施プロセス集（行政主体・民間主体）
- 12) 委託事業完了（廃止）報告書
- 13) 成果報告書（詳細版、概要版）

14) 専用ウェブサイト及び以下の成果物

ア 開発したプログラム（ソースコード含む）、コンテンツ一式

イ アに付帯すべき設計書及びテスト結果報告書一式

ウ 専用ウェブサイト効果検証結果報告書

エ 専用ウェブサイトの管理者用マニュアル

オ 不正アクセス等の可能性が生じた際の管理者アカウントのログファイル

カ 障害発生時及び貧弱性対応発生等の運用・保守実施報告書

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には素案を作成し、協議を開始すること。

5 納入期限

1) ～3)、7) 令和8年7月24日（金）

8) ～10) 令和9年2月12日（金）

4) ～6)、11) ～14) 令和9年3月24日（水）

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付

7 委託事業の内容

以下の①～⑩を実施するとともに、本事業の成果の最大化のために必要な事項を、スポーツ庁担当者と協議の上実施すること。

①令和7年度多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定先[※]の表彰式開催に関する業務

・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定施設の表彰式会場の選定、コンテンツの検討、贈呈品等の手配、会場及び参加者との連絡調整に係る業務を行う。なお、会場は、過年度選定拠点の内、運営を開始しているスタジアム・アリーナでの開催を想定する。

・表彰式の開催、広報のための写真や動画の撮影及び編集、表彰式に係るアンケートの作成・収集・分析等、表彰式開催に伴う一連の業務を行う。

・参加者は、過年度の選定拠点関係者、自治体、スポーツ団体やスタジアム・アリーナの管理運営主体等とする。

・表彰式の開催は8月頃を目途に開催するものとする。

※令和7年度選定先「三河安城交流拠点」「GLION ARENA KOBE」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943_00023.htm

②スポーツコンプレックス選定（表彰）事業の準備及び業務

・スポーツ庁が令和7年度に整理したスポーツコンプレックスの概念や分類を基に、提案及び協議の上で「選定（表彰）要綱」「選定（表彰）要綱（概要版）」※を作成するとともに、公募のための「募集要領」「提出書類（様式）」※の作成を行う。作成にあたっては、12月の選定（表彰）結果の公表に向け、当該事業が最大限の効果を発揮できるよう、スケジュールも含めて検討すること。

・「選定（表彰）要綱」に基づき開催する審査委員会の運営に当たって必要な公募、会議準備を行う。

・委員への委嘱（候補者については、過去の契約実績等の関係性、活用方法・頻度等について提案書に具体的に明記する）、申請者や審査委員との連絡調整、審査委員会に必要な各種資料の作成、審査委員会の開催、議事録や審査講評の作成等、選定（表彰）業務に伴う一連の業務を行う。

・選定（表彰）されたスポーツコンプレックスの概要や優れたポイントをまとめた事例集※を提案及び協議の上で作成する。

・選定（表彰）終了後、選定事業全般に係る課題の抽出及び対応策の検討を行うとともに、事務局運営用に募集マニュアルを作成する。

※参考：多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱（概要版）

<https://www.mext.go.jp/sports/content/20200306-spt-sposeisy-000005410-04.pdf>

※参考：令和7年度「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定の募集について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00382.html

※参考：事例集（イメージ）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250522-spt_sposeisy-300000725_4.pdf

③スポーツコンプレックス選定（表彰）の表彰式開催に関する業務

・②スポーツコンプレックス選定（表彰）事業にて選定（表彰）された取り組みの表彰式会場の選定、コンテンツの検討、贈呈品等の手配、会場及び参加者との連絡調整に係る業務を行う。会場及び日時は、参加者の繁忙期（スポーツ団体の場合は、シーズン開幕時期等）を鑑み、できるだけ参加者が集まりやすい日を、スポーツ庁と協議の上で決定する。なお、①令和7年度多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定拠点の表彰式との差別化を図り、スポーツ興行に合わせて実施する等の効果的・効率的な手法、会場等があれば提案する。

・表彰式の開催、広報のための写真や動画の撮影及び編集、表彰式に係るアンケートの作成・収集・分析等、表彰式開催に伴う一連の業務を行う。

・参加者は、スポーツコンプレックスに関心のある人や団体、自治体、スポーツ団体やスタジアム・アリーナの管理運営主体等とする。

・表彰式の開催は2027年2月頃を目途に開催するものとする。

・表彰式開催後、表彰式全般に係る課題の抽出及び対応策の検討を行う。

④全国のスタジアム・アリーナの新設・建替・開業情報の整理業務

・全国のスタジアム・アリーナ新設・建替情報について、掲載条件、抽出条件（立地都道府県、名称、スタジアム・アリーナの分類、新設・建替・開業済み等の現在のフェーズ、席数、主な用途、ホームチーム、設置者、所有者、運営者、事業スキーム、開業日等）を検討、整理したうえで、公表情報の精査・一覧化を行い、わかりやすくまとめる。なお、令和7年度までに整理されたデータはスポーツ庁より提供する。

・全国のスタジアム・アリーナ開業情報は、新しく一覧に追加するため、スポーツ庁と協議の上で、整理を行うこと。

・デスクトップ調査等による大幅な更新は2027年1月時点とするが、通常業務中に新設・建替・開業等の情報が入った際には、随時一覧へ反映する。

・情報更新後は、更新した情報を基にスポーツ庁のHPで公表している「スタジアム・アリーナ新設・建替構想MAP」※の更新、及び、新たに「スタジアム・アリーナ開業MAP」の作成を行う。

※参考：スタジアム・アリーナの新設・建替構想の現状

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943_00003.htm

⑤スポーツコンプレックス推進に関する相談窓口の運営業務

・スポーツコンプレックスの推進やスタジアム・アリーナの整備を構想・計画している地方公共団体・民間企業等が相談できる窓口を、契約締結後すみやかに開設・運営する。

・相談窓口では、スポーツコンプレックスの概念や分類の説明、まちづくりと連携したエリア全体の整備・活用を図る事業推進方法のレクチャー、優良事例の紹介、活用可能な関連施策に関する情報提供、専門家の紹介、相談事項に受託事業者自らが対応できない場合に対応可能と考えられる適切な関係機関、地方公共団体の担当部局又は関係府省庁の担当部局に関する情報提供等、相談内容に応じた支援を行う。これらの支援状況については、定例会でスポーツ庁に報告を行う。

・その他、スポーツ庁が求める、スポーツコンプレックス推進事業に関する様々な情報提供や助言等を適宜行う。

⑥スポーツコンプレックス推進に関するシンポジウム・ワークショップの実施業務

1) シンポジウム

・スポーツ庁が令和7年度に整理したスポーツコンプレックスの概念や分類及び「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第3版）」を基に、スポーツコンプレックスの考え方やモデル等を全国的に発信・展開することを目的にシンポジウムを実施する。

- ・会場の選定、コンテンツの検討、会場及び参加者との連絡調整、広報のための写真や動画の撮影及び編集、実施後のアンケートの作成・収集・分析等、開催に伴う一連の業務を行う。
- ・開催は、①令和7年度多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定拠点の表彰式と同時開催も可能とする。
- ・オンライン参加が可能なハイブリッド形式で実施すること。
- ・対象は、スポーツコンプレックスに関心のある人や団体、自治体、スポーツ団体やスタジアム・アリーナの管理運営主体等とする。
- ・関係者の幅広い参加を促すためのシンポジウム内容や参加促進策を検討の上、スポーツ庁へ提案し、協議の上で実施すること。

2) ワークショップ

- ・スポーツ庁が令和7年度に整理したスポーツコンプレックスの概念や分類及び「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第3版）」を基に、地域特性に応じた解決方法等を創出・拡大させ、各地域での意識向上と担い手の育成を目的にワークショップを実施する。
- ・会場の選定、コンテンツの検討、会場及び参加者との連絡調整、広報のための写真や動画の撮影及び編集、実施後のアンケートの作成・収集・分析等、開催に伴う一連の業務を行う。
- ・開催は地域に出張して実施することとし、4か所以上で実施すること。なお、実施する地域に関しては、エリア分け（東北地方、関東地方等）し、スポーツ庁と協議の上で決定するとともに、会場については、開催地域のスタジアム・アリーナ「貸会議室」等での開催を想定する。
- ・対象は、自治体（議会含む）やスポーツ団体、スタジアム・アリーナの管理運営主体とする。
- ・関係者の参加を促すためのグループディスカッション等ワークショップ内容や参加促進策を検討の上、スポーツ庁へ提案、協議の上で実施すること。

⑦スポーツコンプレックス実施プロセスの調査業務

- ・スポーツ庁が令和7年度に整理した国内事例（9か所）やプロセスを基に、事例別実施プロセスについてデスクトップ調査及びヒアリング調査を実施する。
- ・実施プロセスに関しては、スポーツコンプレックスの実施主体が「行政」であるか「民間」であるか等を踏まえ、それぞれ調査の結果を解りやすくまとめること。
- ・調査及び分析を踏まえ、⑥スポーツコンプレックス推進に関するシンポジウム・ワークショップの内容に反映するように検討・提案すること。なお、具体的な調査の内容・方法については、スポーツ庁と協議の上決定する。

⑧事業に関する資料作成、情報・データ共有業務

- ・スポーツ庁で管理する「スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策一覧」の更新を行うこと。令和7年度までに整理されたデータはスポーツ庁より提供する。

・スポーツ庁が求める場合、本事業に関連する資料作成や情報・データの共有を行うこと。様式や粒度については、都度スポーツ庁と協議のもと対応する。

⑨専用ウェブサイトの運営及び情報発信コンテンツの充実

・スポーツコンプレックスの認知度向上・発展のための専用ウェブサイトの運営を行うこと。専用ウェブサイトは閲覧者が見やすいように階層を分けるなどの広報効果の最大化や本事業のコミュニティ醸成に資する方策を検討の上で、情報発信に努めること。なお、これまでの「スタジアム・アリーナ改革」の成果や、本事業で実施した調査・シンポジウム・ワークショップの様子等についても専用ウェブサイトにて発信等を行うこと。公開後は複数回の更新を想定する。また、専用ウェブサイト上で表彰式・シンポジウム・ワークショップ等の参加者の募集や開催後アンケートを行う際は、申込登録用、アンケート収集用のフォームを作成すること。フォームについては個人情報を取り扱うことになるため、利用するクラウドサービスは「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program（以下「ISMAP」という。）」に基づく ISMAP クラウドサービスリストもしくは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録済みであること。ISMAP に登録されていないクラウドサービスは「ISMAP クラウドサービス登録規則」もしくは「ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則」で定める様式に従って書面にて言明を行い、ISMAP 相当のセキュリティ基準であることをスポーツ庁に示し、承認を得ること。

・セキュリティ強化の観点から、専用ウェブサイトのドメインは政府ドメイン（go.jp）を使用することとし、以下及び関連の文書の最新版を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールを遵守すること。（URL は別紙参照）

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」及び「セキュリティポリシー下位規程」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド
- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
- ・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」

また、別紙には、セキュリティ等の要件について想定し得る内容を記載するが、今後事業の進捗やセキュリティ上の観点等から変更の可能性があるものである。

これらについては、都度個別にスポーツ庁と協議し、詳細要件の了解を得た上で運用保守や改善等を実施すること。

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」は非公表資料のため、契約締結後に受託者がスポーツ庁に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

⑩定例会の開催

・スポーツ庁と協議の上、原則1週間に1回の定例の打ち合わせを行い、進捗を共有する（オンラインも可）。なお、打ち合わせでは、事業を実施する上で想定される課題や事象などを考え、解決方法についてスポーツ庁に提案し、随時議論を行うこと。

・打ち合わせの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、少なくとも前日までに資料を共有すること。議論した内容については、打ち合わせ要旨を作成し、スポーツ庁に提出すること。

8 事業規模

事業規模は39,291千円（税込）を上限とする。

9 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業¹を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員²が確保されていること。
2-2-2 自治体・スポーツ団体等の実情への理解及び選定（表彰）事業等の政策プロモーションに関する幅広い知見・人的ネットワーク³・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業⁴を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見⁵を有していること。
3-2-2 事業内容に関する人的ネットワーク⁶を有していれば加点する。

¹ 類似の事業とは、政策・施策に基づく選定（表彰）事業の実施やガイドブック等を使用したシンポジウム・ワークショップによる発信・展開事業（スポーツ関係であるとなお望ましい）を想定する。

² 事業を遂行する人員とは、事業全体の進捗状況に応じて想定される課題や事象などを考え、スポーツ庁に提案し、認識のすり合わせができる体制が整っていることを想定する。

³ 知見・人的ネットワークとは主に自治体・スポーツ団体等の実情やスポーツ産業への理解があり、知識・知見を持つ方とのネットワークを想定する。

⁴ 類似の事業とは、政策・施策に基づく選定（表彰）事業の実施やガイドブック等を使用したシンポジウム・ワークショップによる発信・展開事業（スポーツ関係であるとなお望ましい）を想定する。

^{5・6}

「知識・知見」「人的ネットワーク」とは、主に自治体・スポーツ団体等の実情やスポーツ産業への理解があり、知識・知見を持つ方とのネットワークを想定する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

○ スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする。）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

○関連文書の URL について

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
<https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/general/guider7.pdf>
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
<https://www.ipa.go.jp/archive/security/vuln/programming/index.html>
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド
<https://cio.go.jp/node/2322/index.html>
- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html
- ・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」
<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>

○セキュリティ等の要件について

- ・ドメイン、その他要件
 - ① 構築、以降に必要なデータや情報は、スポーツ庁あるいはスポーツ庁が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
 - ② 本ホームページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できるものとする。また、スマートフォンに適したレスポンスデザイン対応をしていること。
 - ③ ユーザーの閲覧環境に関する OS 及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 11 以降	○	○	○	
Mac OS 13.4 以降				○
iOS 16.5 以降				○
Android 13 以降			○	
Chrome 109 以降			○	

・クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点から、原則として ISMAP に登録されたものを選定すること。

・セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAF のシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。(また、WAF を導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。)
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバーとなる Web/AP サーバーは FW を設置し、DMZ 領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は、TLS1.2 以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は行わないこと。
- ⑦ OS やミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Web サイトを構築、運用するサーバーにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。
- ⑨ OS やミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用すること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑪ システムの操作ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑫ Web サイトにおけるアクセスログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑬ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し契約期間の間保管すること。また、契約期間満了時、スポーツ庁に提出すること。
- ⑭ ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。

- ⑮ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKI や IP アドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
- ⑯ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。
- ⑰ 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- ⑱ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
- ⑲ 機器等の製造工程において、スポーツ庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- ⑳ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書に取りまとめ報告し、スポーツ庁の了承を得ること。
- ㉑ 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。
- ㉒ 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ㉓ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
- ㉔ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として 48 時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- ㉕ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- ㉖ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- ㉗ 情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

⑳ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

㉑ 情報システムの構築において、スポーツ庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。また、本システムにスポーツ庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や請負者事業所等への立入検査、当庁と連携して原因を調査し、当庁の求めに応じ操作ログや作業履歴等を提出すること。また、本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、スポーツ庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。更に、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

㉒ 情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス件を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

・ サプライチェーン・リスク対応及び必要提出書類について

① 本業務において、下記に記載の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

(ア) 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

(イ) 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。

(ウ) 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

(エ) 作業者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。

(オ) 不正な変更が発見された場合に、スポーツ庁と請負者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

② 請負者の及び作業担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）や職務実績、国籍がわかる資料、及び、資本関係・役員の情報が見られる資料を提出すること。